



幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する

3歳から5歳児クラスをはじめとした

利用料の無償化について



幼稚園、認定こども園、認可保育所等

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの利用料が無償化
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもは、市民税非課税世帯が無償化

- 私学助成幼稚園については、入園料相当額（入園初年度のみ）・保育料を対象として、月額25,700円まで無償となります。
- 国立大学附属幼稚園については、入園料相当額（入園初年度のみ）・保育料を対象として、月額8,700円まで無償となります。月額8,700円を超える部分については保護者負担となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。
幼稚園については、満3歳から無償化の対象となります。
- 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。

幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額11,300円まで無償化

- 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限として無償となります。
- 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額16,300円が上限額）

認可外保育施設等

- 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで、保育所・認定こども園等を利用していない場合、利用料が月額37,000円まで無償化

- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円までの利用料が無償となります。
- 認可外保育施設等とは、届出済認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等です。
- 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。（月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限額）

障害児通園施設等

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化

- 幼稚園、認定こども園、認可保育所等と併用する場合も無償化の対象となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。

